

# 新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

～危機管理としての新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症対策のために～

新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。(特措法第1条)

## 1. 平時から緊急事態宣言前までの措置

### (1) 行動計画の作成等

- ① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
- ② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成

### (2) 物資及び資材の備蓄

### (3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置

### (4) 発生時における特定接種(登録事業者(※)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施

※医療提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けているもの

### (5) 海外発生時の水際対策の的確な実施

## 「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

※実施すべき区域等を公示

## 2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

- ① 市町村の対策本部を設置
- ② 外出自粛要請、遊技場、遊興施設、催物等の制限等の要請・指示
- ③ 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)
- ④ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)
- ⑤ 緊急物資の運送の要請・指示
- ⑥ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
- ⑦ 埋葬・火葬の特例
- ⑧ 行政上の手続に係る期限の延長等(運転免許証等)
- ⑨ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)
- ⑩ 政府関係金融機関等による融資等



# 新型インフルエンザ等緊急事態宣言の要件

## 要件①

新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるもので政令で定めるもの）が発生（特措法\*第32条前段）

肺炎、多臓器不全又は脳症その他厚生労働大臣が定める**重篤である症例の発生頻度が**、（季節性）インフルエンザにかかった場合に比して**相当程度高い**（施行令\*\*第6条第1項）

## 要件②

**全国的かつ急速なまん延**により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態であること（特措法\*第32条後段）

新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者、無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者、かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は死亡した者が新型インフルエンザ等に感染し、又は感染したおそれがある**経路が特定できない場合**（施行令\*\*第6条第2項第1号）

又は

新型インフルエンザ等を**公衆にまん延させるおそれがある行動をとっていた場合**その他の新型インフルエンザ等の**感染が拡大している**と疑うに足りる正当な理由のある場合（施行令\*\*第6条第2項第2号）

\* 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)

\*\* 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年度政令第122号)

2つの要件すべてに該当



新型インフルエンザ等緊急事態宣言の実施

緊急事態措置の内容：①不要不急の外出自粛や遊技場や遊興施設等の使用制限の要請（特措法第45条）  
②病院等の医療機関が不足した場合の、臨時の医療施設の開設（特措法第48条）等

※上記の要請は、対象地域の各都道府県知事が感染状況等を踏まえて実施を判断

## 感染を防止するための協力要請等について（法第45条）

新型インフルエンザ等緊急事態において、感染拡大をできるだけ抑制し、社会混乱を回避するため、以下のような措置が講じられます

### 不要不急の外出の自粛等の要請

- 都道府県知事は、期間と区域を定めて（※）、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことを含め、感染防止に必要な協力を要請します。

（※）潜伏期間、治癒までの期間及び発生状況を考慮して定めることとなるが、具体的な運用については、政府対策本部の基本的対処方針で統一的な方針を示す予定。期間については、発生初期などに1～2週間程度を目安に実施することを想定。区域については、患者の発生状況や地域の社会経済的なつながり等を勘案して都道府県知事が判断（都道府県内のブロック単位等）。

### 遊技場や遊興施設等の使用等制限等の要請等

- 都道府県知事は、期間を定めて遊技場、遊興施設等多数の者が利用する施設（注1）の管理者又はそれらの施設を使用して催物を開催する者に対し、施設の使用の制限等の措置（注2）を講ずるよう要請します

（※）具体的な運用については、政府対策本部の基本的対処方針で統一的な方針が示される予定です。

注1 「施設」の具体的内容は、政令で規定。

注2 「措置」の具体的内容は、政令で規定。施設の使用制限・停止のみならず、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染予防策の実施の協力を含む。

- 正当な理由がないのに要請に応じないときは、都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延防止等のために特に必要があると認める場合に限り、施設の使用の制限等を指示することができます。（罰則なし）
- 要請・指示を行ったときは、その旨が公表されます。